

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年10月から5年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額について、元年10月から同年12月までの期間は24万円、2年1月から同年10月までの期間は20万円、同年11月及び同年12月は24万円並びに3年1月から5年5月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成元年10月から5年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年7月1日から平成3年4月14日まで
② 平成3年4月20日から5年6月6日まで

社会保険事務所において、A社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、実際に支給されていた給与額と社会保険事務所へ届け出られていた厚生年金保険の標準報酬月額が大きく相違していることが分かった。

このままでは、将来受給する年金額が低くなってしまうので、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年10月から5年5月までの期間については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成元年 10 月から同年 12 月までの期間は 24 万円、2 年 1 月から同年 10 月までの期間は 20 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 24 万円並びに 3 年 1 月から 5 年 5 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成元年 10 月から 5 年 5 月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から平成元年 9 月までの期間については、申立人から提出された A 社に係る給与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、特例法の規定により、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要は認められない。
- 3 申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 60 年 6 月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことはうかがえるものの、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも高いことが確認できる給与明細書及び賃金台帳等が無い上、申立人自身も当該期間における保険料控除額を明確には記憶していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年6月1日から同年8月15日までの期間及び30年4月1日から33年4月29日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から同年8月15日まで
② 昭和30年4月1日から33年4月29日まで
③ 昭和33年4月29日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた申立期間①及びB事業所に勤務していた申立期間②について脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、B事業所には昭和33年7月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が同年4月29日で喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性25人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録がある者は申立人のほかには2人だけであり、この2人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以上経過した後に支給決定されている。また、連絡先の判明した同僚(3人)に照会したところ、いずれも同社では脱退手当金の説明を受けていないとしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険

被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該期間は申立期間①の約1年前であり、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③については、B事業所は平成4年12月に全喪しており、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料が無い上、当時の事業主は、高齢のため事情を聴けないことから、申立てに係る事実を確認できない。

また、申立期間当時の経理及び社会保険事務の担当者は死亡しており、連絡先が判明した同僚（3人）に照会しても、申立人の在籍期間や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、「事業所には退職の約1か月前に退職の意思を申し出た。」とし、その後任者は、「申立人と約1か月かけて引継を完了した。」としており、当該後任者の厚生年金保険の資格取得日は昭和33年3月3日であることから、申立人の資格喪失日が同年4月29日であることに不自然さはいかたがえなない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和33年12月15日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月15日から34年12月14日まで
② 昭和34年12月15日から41年2月1日まで

私は、昭和33年12月から41年1月末までA社に勤務していた。同社では、入社した時から厚生年金保険に加入していたと思っていたのに、65歳になった時、社会保険事務所で、加入期間については脱退手当金が支給されていること、脱退手当金は、私が同社で資格を取得した33年12月からでなく、34年12月から41年1月までの分が支給されていることを知った。

A社から脱退手当金について説明はなく、請求も受領もしていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。あわせて、同社での被保険者資格取得日を正しい日付に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿により、昭和34年2月19日から33年12月15日に訂正されていることが確認できることから、申立人は申立期間も継続して同社に勤務していたと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和34年12月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では33年12月15日と訂正されており、訂正後の被保険者資格取得日とは1年の相違であることから、社会保険事務所におけ

る入力作業の過誤が疑われる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出日計表（払出簿）の申立人の欄には、資格取得日を訂正した印が押してあるものの、訂正した年月日が記入されていないことから、社会保険事務所における記録管理が適切ではなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、健康保険厚生年金被保険者名簿に記載された昭和33年12月15日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、当該期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険被保険者証滅失届には、いずれも申立人がA社を退職直後に転居した新住所が記載されており、滅失届には転居に伴う混雑により紛失したことが理由とされているところ、戸籍の附票により、申立人の転居時期が同社退職直後であること、請求書等に記載されている住所が戸籍の附票と一致していることが確認でき、これら請求書等の記載内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、裁定請求書提出から4か月後の昭和41年6月14日に支給決定され、同年6月23日に受領したことが確認できる領収書も残されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から28年12月4日まで

60歳になり、裁定請求のために社会保険事務所へ行ったところ、職員からA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金として支給済みとなっているため、年金受給額には反映されないとの説明を受けた。その場で身に覚えがないと主張したが、昭和32年に支給されているとのことで、聞き入れてもらえなかった。

社会保険庁の記録上は、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、このようなお金を請求した記憶及び受け取った記憶は無いので、脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年2か月後の昭和32年1月31日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和28年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月から7年2月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を6年4月から同年6月までは24万円、同年7月から7年2月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月11日から7年3月28日まで

平成5年12月にA社に就職し、会社が倒産する7年3月下旬まで勤務した。

勤務していた期間において、A社から受け取っていた給与の金額が下がった記憶が無いにもかかわらず、社会保険庁の記録上、平成6年4月以降の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

また、全期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額（手取り金額で35万円程度）よりも低いので、実支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年6月までの期間は24万円、同年7月から7年2月までの期間は30万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、申立人の平成6年4月から7年2月までの期間に係る標準報酬月額の記録は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年3月28日）より後の同年4月25日付けで、さかのぼって20万円に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、同僚16人の標準報酬月額の記録についても、同日付けでさかのぼって訂正されていることが確

認できるが、社会保険事務所において、このような減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年6月までの期間は24万円、同年7月から7年2月までの期間は30万円とすることが必要と認められる。

- 2 一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、実際の給与額よりも低い旨を主張しているが、申立人自身が申立期間において受け取っていた給与の金額及び当該給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していない上、申立期間のうち、平成5年12月から6年3月までの期間の標準報酬月額については、さかのぼって訂正された形跡は無く、申立人が主張するとおりの給与額に見合った厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

また、元同僚（2人）から聴取しても、申立期間において支給された給与からその金額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、これらの者も給与明細書等を保管していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 16 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月 16 日にA社（現在は、B社）に入社し、同年 12 月 26 日ごろに退職した。

当時の給与明細書をみると 8 か月分の厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の加入期間が 7 か月しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書では、申立人は昭和 55 年 6 月分から同年 12 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されており、同年 12 月分の給与からは 2 か月分が控除されているため、合計 8 か月分の厚生年金保険料が控除されている。

しかし、昭和 55 年 4 月分及び同年 5 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、B社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得年月日が同年 5 月 1 日と記載されている上、同社では当時の保険料の控除方法は翌月控除であったとしていることから、申立人は同年 5 月分から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる。

なお、昭和 55 年 12 月分の給与からは 2 か月分の厚生年金保険料が控除されており、事業主は同年 11 月分及び同年 12 月分の厚生年金保険料を控除したと考えられるが、申立人はクリスマス前後にA社を退職したと回答している上、同社の労働者名簿でも、申立人の退職日は同年 12 月 27 日と記載されており、同年 12 月については末日まで勤務していないことから、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、昭和 55 年 12 月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年 10 月分以降の厚生年金保険料に相当する額（10,010 円）の 2 か月分であり、同年 4 月分の厚生年金保険料に相当する額（8,645 円）ではないことから、同年 4 月分の厚生年金保険料が同年 12 月分の給与から控除されたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 18 日から 54 年 4 月 1 日まで
昭和 52 年 3 月に A 社を辞め、親類の紹介で同年 7 月に B 社に入社した。
同社では、配達と営業を担当していた。

昭和 52 年 7 月に入社し、平成 19 年 8 月に退職するまで継続して B 社で勤務していたのに、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された社員名簿により、申立人は昭和 52 年 7 月 18 日に同社に入社したことが確認できる。

しかし、申立人が B 社に入社する前に勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）には、申立人が、同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 52 年 3 月 18 日から 54 年 3 月 18 日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であったこと、及び申立人が健康保険の任意継続被保険者となっていた期間中の 53 年 7 月 18 日に、申立人に対して、配偶者分娩費及び育児手当金として 6 万 2,000 円が支給されていることが記載されている。

また、申立人は、A 社での健康保険の任意継続被保険者資格を喪失した翌月の昭和 54 年 4 月 2 日に、B 社で厚生年金保険の被保険者資格及び健康保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間において、申立人は同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと推認される。

さらに、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 14 日から 43 年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和 41 年 3 月 14 日から 43 年 8 月 1 日までの期間について、脱退手当金を支給済みとなっているが、もらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、申立人の署名・捺印も確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 10 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。